

## ○豊中市就学援助費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して実施する就学援助費の支給に関し必要な事項を定め、もって小学校、中学校及び義務教育学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (用語の意義等)

第2条 この要綱において「学齢児童生徒」とは、学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本市が設置する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者
  - (2) 本市区域内に住所を有し、国、府県又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者  
(ただし、特別支援学校に在学する者を除く。)
  - (3) 本市区域内に住所を有し、各府県が認可した学校法人「朝鮮学園」が管理運営する初級学校、中級学校又は初中級学校に在学する者のうち、日本の国籍を有しない者
- 2 この要綱において「保護者」とは、学齢児童生徒と生計を同一にし、学齢児童生徒の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、学齢児童生徒を現に監護する者をいう。
- 3 教育委員会が必要があると認めるときは、第4条第1項第2号に掲げる費目の就学援助費を支給する場合の第1項の規定の適用について、同項中「在学する者」とあるのは、「入学予定の者」とすることができる。

### (支給対象)

第3条 就学援助費は、次の各号のいずれかに該当する保護者に支給する（ただし、豊中市立学校特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成16年4月1日制定）の規定による就学奨励費の認定を受けた児童又は生徒の保護者を除く。）。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 保護者及び学齢児童生徒と同一世帯に住民登録をしている世帯員全員の第5条の規定による申込みの日が属する年の前年（1月及び2月に申込みをする場合にあっては、前々年）における所得の合計が、生活保護法第8条の規定により算出される要保護者の需要に準じ教育委員会が別に定める認定基準額以下である者（ただし、世帯員の内、前年度から当該年度までに失業・廃業し、申込日現在、失業・廃業の状態が継続している場合、その者の所得は合計に含まない。）

(3) 次のアからエのいずれかに該当する者

- ア 第5条の規定による申込みの日が属する年の前年(1月及び2月に申込みをする場合にあっては、前々年)1月1日以降に被災した者(り災証明書における被害の程度が半壊以上に該当し、保護者及び学齢児童生徒と同一世帯に住民登録をしている世帯員全員の所得の合計が10,000,000円以下であること。)
- イ 第5条の規定による申込みの日が属する年の前年(1月及び2月に申込みをする場合にあっては、前々年)1月1日以降に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)でなくなった者
- ウ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けた者
- エ その他教育委員会が特に必要があると認める場合

(就学援助費の費目及び支給額)

第4条 就学援助費の費目は、次のとおりとする。また、支給額は、教育委員会が予算の範囲内で毎年度定める。

- (1) 学用品、通学用品及び校外活動費
  - (2) 新入学児童生徒学用品費
  - (3) 修学旅行費及び修学旅行代替日帰り体験旅行費
  - (4) 学校給食費
  - (5) 医療費
  - (6) 通学費
  - (7) 林間・臨海学舎費及び林間・臨海学舎代替日帰り体験旅行費
  - (8) その他教育委員会が前各号に準ずると認める就学に要する経費
- 2 前項第2号に掲げる費目の支給は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)新入学用又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む)新入学用それぞれ1回に限るものとし、当市以外の地方公共団体から支給を受けた場合及び小学校6年生において豊中市立学校特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成16年4月1日制定)の規定による新入学児童・生徒学用品費等の支給を受けた場合は支給しない。
- 3 豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業補助金の交付対象者に対して、就学援助費(第1項第2号及び第4号から第6号に掲げる費目に係るものは除く)は支給しない。
- 4 第1項第3号に掲げる費目の支給は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)在籍期間又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む)在籍期間を通じてそれぞれ1回に限るもの

のとする。

- 5 生活保護法第13条に規定する教育扶助の適用を受けている者に対して実施する就学援助費の支給は、第1項第3号及び第5号に掲げる費目に限るものとする。
- 6 第2条第1項第2号及び第3号に規定する学齢児童生徒の保護者に対して実施する就学援助費の支給は、第1項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる費目に限るものとする。

(申込み)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添付又は提示し、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、これらの申込みを省略することができる。

(申込期間)

第6条 前条の規定による申込みは、就学援助費の支給を受けようとする年度の教育委員会が定める日から2月末日までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項の規定を適用する場合の第4条第1項第2号に掲げる費目の就学援助費に係る申込期間は、教育委員会が別に定める。

(審査及び通知)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する受給要件の有無を審査し、就学援助費の支給について認定又は認定しないことを決定して、速やかに当該申込者に結果を通知する。

(支給時期及び支給方法)

第8条 就学援助費は、豊中市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年教育委員会規則第3号)第2条第1項第1号アに規定する第1学期相当分を8月に、同号イ及びウに規定する第2学期及び第3学期相当分を2月に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項の規定を適用する場合の第4条第1項第2号に掲げる費目の就学援助費の支給時期については、教育委員会が別に定める。
- 3 就学援助費の支給は、当該学齢児童生徒の保護者名義の普通預貯金口座への振込みにより行う。

ただし、当該学齢児童生徒が在学する学校の校長から教育委員会に対し第4条第1項第1号、第3号及び第7号に掲げる費目の就学援助費の支払いの依頼があったとき又は市長から教育委員会に対し同項第4号に掲げる学校給食費の支払いの依頼があったときは、当該就学援助費の支給は、それぞれの依頼者への支払いにより行う。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4条第1項第5号に掲げる医療費の支給に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

5 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、支給時期及び支給方法を変更することができる。

(支給対象としない月)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該月は就学援助費の支給対象月としない。

(1) 第5条の規定による申込みの日が属する月より前の月。ただし、教育委員会が別に定める期間内に申込みを行った者及び当該年度中に被保護者であった者は、この限りでない。

(2) 教育扶助の適用月。ただし、第4条第1項第3号及び第5号に掲げる費目を除く。

(3) 当該学齢児童生徒が、月の15日以前に第2条に規定する要件を喪失した場合及び、月の15日の翌日以後に第2条に規定する要件を満たした場合、その日が属する月

(4) 家庭状況の変化等で、当該申込年度途中に第3条に規定する支給要件を喪失した場合は、その事実の発生した月の翌月以降の月

(5) 当市以外の地方公共団体から就学援助費の支給を受けていた月

(6) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(支給の停止又は中止)

第10条 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費の一部又は全部の支給を停止又は中止する。

(1) 教育扶助が開始されたとき。

(2) 当該学齢児童生徒が第2条に規定する者でなくなったとき。

(3) 第3条に規定する支給要件を喪失したとき。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、第7条の規定により就学援助費の支給の認定を受けた者(以下「認定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の決定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申込みその他不正な行為により認定を受けたとき。

(2) その他教育委員会が引き続き認定することが不適当と認めたとき。

(届出)

第12条 就学援助費の支給の認定を受け、又は支給を受けている者は、次の各号のいずれ

かに該当するときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 申込みに係る事項に変更が生じたとき。
- (2) 就学援助費の支給要件を喪失したとき。

(書類の様式)

第13条 就学援助費の申込み、決定通知その他必要な書類の様式は、別に定める。

(実施の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第2号に掲げる費目の就学援助費を支給する場合において、第2条第1項に規定する学齢児童生徒の意義（同条第3項の規定を適用する場合を含む。）により難い特別の事情があると教育委員会が認めるときの学齢児童生徒の意義は、同条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。
- 3 令和2年度において、第4条第1項第3号並びに同項第7号の規定の適用については、同項第3号中「修学旅行費」とあるのは、「修学旅行代替日帰り体験旅行費」と、同項第7号中「林間・臨海学舎費」とあるのは、「林間・臨海学舎代替日帰り体験旅行費」とする。
- 4 令和7年度において、第9条1号並びに同条第4号の規定の適用については、同条第1号中「第5条の規定による申込みの日が属する月より前の月」とあるのは、「第5条に規定する申込みがあった月の属する学期より前の学期に属する月は」と、同条第4号中「翌月以降の月」とあるのは、「属する学期の翌学期以降の月」とする。